

山形県男女共同参画センターの団体・グループ登録制度の概要

1 主旨

山形県男女共同参画センター（以下「センター」という。）は、男女共同参画社会づくりの推進を目的とする団体・グループ活動の場として利用していただくために、平成13年4月1日に設立されました。

団体・グループの登録は、センターの利用促進と、団体間の交流や県民の皆さんとの幅広いネットワークづくりの支援を目的として行うもので、センターの設立と同時にこの制度もスタートしました。

2 登録の要件

男女共同参画社会づくりを目的とした団体・グループ（以下「団体等」という。）で、以下の要件を満たしていれば登録できます。

- (1) 責任者、会則が定められており、目的・組織体制が明確であること。
- (2) 会員名簿があること。（5人以上の会員がいること）
- (3) 事業概要（活動計画、活動実績等がわかるもの）を作成していること。
- (4) 営利活動、特定の宗教を布教する活動、特定の政党を支援する活動等を目的としないこと。
- (5) 構成員が主として県民であり、主として県内を中心に活動していること。

3 登録団体等に対する支援

センターでは、登録団体等に対して次のような支援を行っています。

(1) 団体・グループ活動室の利用

団体等の活動や打合せ、他の登録団体等との交流等の際に無料で使用いただけます。使用定員は約40名程度です。

ただし、占有できるスペースではありません。複数グループでの使用となりますので、ご承知おきください。

(2) ロッカー（50セット）の利用

登録団体等のうち利用を希望する団体が無料で利用できます。希望する場合は申し込みが必要ですが、希望団体等が多数の場合は抽選によります。

ロッカーの鍵は事務室で預かります。なお、現金や貴重品は保管上の問題がありますので、入れないようにお願いしています。

(3) 印刷室の利用

団体等の総会資料や会報等を作成する場合に利用できます。

印刷室を利用する場合は、事務室において利用の届出が必要です。印刷機の使用は無料ですが、用紙は利用者が準備してください。

(4) 団体等の紹介

登録団体等の活動等を広く周知するため、センターのホームページに掲載します。

原則として登録申請書に記載されている内容を掲載しますが、公開を希望しない項目については「×」を記載するような申請書の様式になっています。

(5) 各種情報の提供

センターで発行する広報誌や各種事業チラシなど、様々な情報を提供します。

(6) その他

登録団体等同士の交流やセンター事業の連絡を行うため、年2回程度の団体等の代表者によるネットワーク会議等を開催しています。また、センターで行う各種事業に対する協力をお願いすることで、お互いの連携を強めていきます。

4 登録の手続き

登録しようとする団体等は、登録申請書（様式1）に①会則 ②会員名簿 ③事業概要（活動計画、活動実績等がわかるもの）等を添付して提出してください。

センターでは申請書の内容を審査し、その結果について速やかに通知します。

5 登録の有効期限及び登録更新の手続き

登録の有効期限は、登録をした時期にかかわらず翌年度の7月末日となります。

更新に際しては、センターで作成した各団体の登録票をそれぞれに送付し、登録更新の意向を確認するという方法で行います。引き続き登録を希望する団体には、7月中に更新登録の可否を決定通知して、8月1日付けで登録が更新されます。

6 登録内容の変更又は登録の廃止

登録申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかに登録事項変更届（様式2）を提出してください。また、登録を廃止する場合は、登録廃止届（様式3）を提出してください。

センターが当該届出書を受理した時点で、それぞれの事由が有効となります。

7 登録の取り消し

登録を受けた団体等で、次に該当する場合は、登録を取り消すこととなります。

- (1) 第2項に定める「登録の要件」を欠くことになったとき。
- (2) 登録申請書及び添付書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) センター利用に関する関係諸規定の諸条件を遵守しないとき。
- (4) 第5項に定める「登録更新の手続き」を行わないとき。
- (5) 第6項に定める「登録廃止届」を受理したとき。

8 その他

ご不明な点は、センター事務局（023-629-7751）までお問合せください。